

国分寺市 農業委員会だより

令和3年2月発行

第41号

市内農地面積:140.72ha
(令和2.1.1現在)

発行 国分寺市農業委員会 〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1 TEL042-325-0111 (内線394)

都市農地貸借円滑化法説明会の報告

生産緑地の貸借が可能となった都市農地貸借円滑化法の制度周知と意向確認のための説明会を、8月6日(借り手希望者向け)に引き続き、10月23日に貸し手希望者向けに開催しました。



都市農地の貸借は、農業者の減少や高齢化が進んでいく中で、多様な機能を持つ都市農地を守り、その有効活用を図るための一つの方策です。2回目となる今回は、貸したい側からの想定事例を含め、法の概要や手続き等に関する説明を行いました。本制度の趣旨を活かし、市農業の振興と発展に寄与するマッチングが誕生することを願っています。

農業委員会 農地部会長 鈴木吉弘

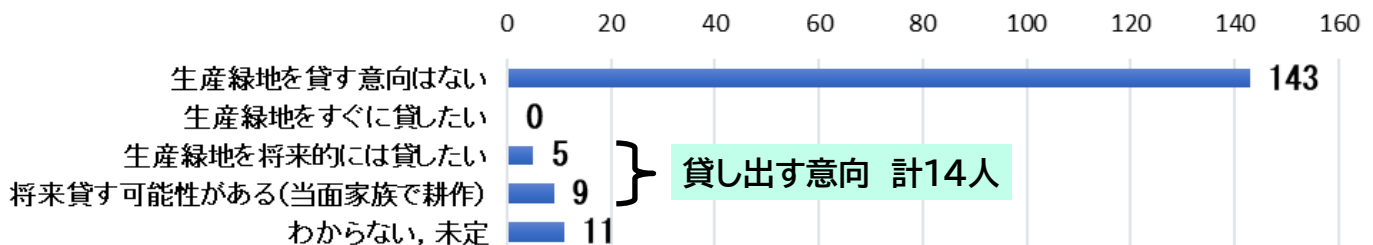
令和2年度 都市農地保全調査結果 生産緑地の貸借の意向について



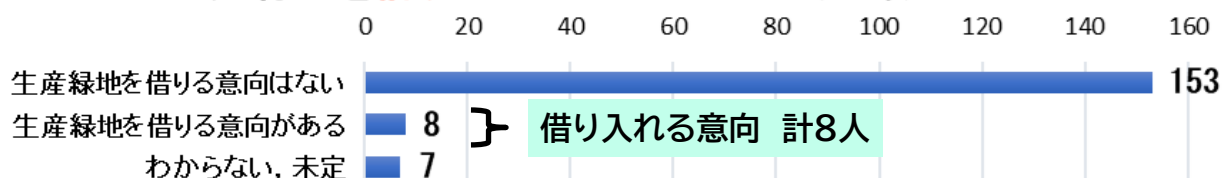
農業者の皆様には、各種調査に御協力いただきありがとうございました。生産緑地の貸借の意向についてお伺いした「都市農地保全調査」の集計結果をお知らせいたします(一部抜粋)。

農業委員会では、JA東京むさし国分寺支店と連携して貸借のマッチングを進めていきます。生産緑地の貸借について、具体的な相談をされたい場合は、農業委員会事務局まで御連絡ください。

生産緑地を貸し出す意向について(人数)



生産緑地を借り入れる意向について(人数)



農地利用状況調査の結果報告

9月末から10月上旬にかけて実施した農地利用状況調査の結果、指導した件数や指導内容は次のとおりです。

指導件数 合計36件

東元町・西元町・泉町・本多地区	5件
内藤・日吉町・恋ヶ窪地区	7件
北町・並木町・新町・高木町地区	10件
東戸倉・戸倉・富士本地区	8件
西町・光町地区	6件

主な指導内容

- 下草繁茂⇒適切な除草のお願い
- 剪定の不備⇒適切な剪定のお願い
- 剪定枝や木の根の放置⇒撤去や伐根のお願い

農業委員会では、令和2年9月30日から10月7日にかけて、農地法第30条第1項の規定に基づき、市内全域の農地の利用状況を調査しました。

大半の農家さんが適正な肥培管理をされていましたが、数件、下草繁茂や剪定の不備などがあり、所有者の方には、口頭又は文書にて指導をし改善をお願いいたしました。環境が悪化しますと近隣の方への迷惑にもなりますので、今後も適正な管理をお願いいたします。

編集委員 笛田弥生

調査時



改善後



地区別懇談会の報告

11月上旬に市内4会場において地区別懇談会を開催しました。当日は、東京都農業会議の松澤部長より農政課題や制度についての御講演をいただきました。

また、都市農地貸借円滑化法の市内での貸借事例の紹介や農業委員会活動として鉄骨ハウスの設置に関する意見書の提出について説明を行いました。

39人の農家の参加があり、JAやまちづくり計画課も交えて質疑応答や意見交換も行いました。



▲共益東部公会堂



▲JA東京むさし国分寺支店



▲西町プラザ



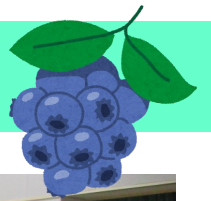
▲もとまち公民館

新任農業委員として、地区別懇談会に出席いたしました。東京都農業会議の松澤業務部長による御講演の中で、「生産緑地制度のメリット」・「都市農地貸借円滑化法」の活用が農地の維持に必要なとの指摘が印象的でした。

また、本市の農地の約87%が生産緑地であり、その維持のためにも、特定生産緑地制度の周知と申請漏れを発生させない事が肝要だと痛感いたしました。

編集委員 永澤 悟

農業委員会視察研修を実施



令和2年12月18日(金)に、農業委員会視察研修を行いました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、例年のような他市の農業委員会や農家との交流という形ではなく、当市の農業委員会単独で「東京都農林総合研究センター」を訪問し、座学と圃場見学をさせていただきました。先進的な農業技術や国分寺農業との関わりについて学ぶことができました。



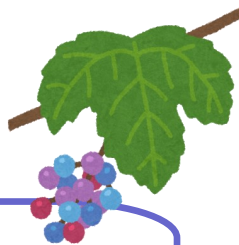
▲講堂にて概要説明

東京式養液栽培システム



最新技術とICTを活用した「東京フューチャーアグリシステム」を用いてトマトの養液栽培をしているハウスを見学。周年栽培が可能で、収益性の高い農業経営を実現するためのシステムでした。

拡大式根域制限(東京型)



根域制限栽培をしているブドウやナシを見学。限られた農地面積で新品種もすばやく安定供給するために、根の生育を制限した栽培方法でした。

視察研修を終えて

令和2年度は12月18日(金)14:00から東京都農林総合研究センターにおいて視察研修を行いました。

講堂で研究企画室の南晴文氏より農総研と東京農業の概要について説明がありました。農総研は都内の耕地が減少する中で、新品種の開発と新技術の導入によって生産額の向上に貢献すること、国分寺市のブルーベリー、ナス、枝豆は作付け面積が東京都の中で順位が高いという特徴が紹介されました。

圃場では、AI制御の温室でのトマトの溶液栽培システム、ブドウやナシの根域制限栽培と樹形の仕立て方、新しい樹形の緑化樹などを見学しました。国分寺農業の再認識、新技術の見聞という今後の営農に参考となる有意義な研修でありました。



編集委員長 濱野周泰

特定生産緑地指定の申請

申請先：市まちづくり計画課

特定生産緑地制度とは、生産緑地の指定告示から30年を迎える前に、所有者等の申請により買取り申出できる期限を10年延長する制度です。特定生産緑地の指定を受けると、現行制度が継続され、農地課税の継続や相続税納税猶予制度の適用が可能になります。



特定生産緑地の指定は、申出基準日を過ぎると指定できなくなりますので御注意ください。

■特定生産緑地に指定されると

1. 固定資産税等が引き続き農地課税
2. 相続税納税猶予制度の適用が可能



■特定生産緑地に指定されないと

1. 固定資産税等が段階的に宅地並み課税になる
2. 新たな相続発生時に相続税納税猶予制度の適用ができない（現在適用中の納税猶予は引き続き適用されます）

指定スケジュール(平成4年指定の場合)

年度	書類の送付	申請書類受付	審査 (現場調査・都市計画審議会等)	指定の公示
令和2年度	令和2年 8月下旬	書類到着 ～12月18日	申請されたものから 令和3年8月まで	令和3年9月
令和3年度	令和3年 8月下旬(予定)	書類到着 ～12月中旬	申請されたものから 令和4年8月まで(予定)	令和4年9月

※平成5年指定分については、1年ずれたスケジュールになります

生産緑地地区追加指定の申請

申請先：市まちづくり計画課

今年度も生産緑地地区の追加指定を行います。指定されると指定から30年間は適正な農地管理が義務付けられます。一方で、税の優遇措置や相続税の納税猶予制度を受けられます。

◆追加指定の申請期間：2月1日(月)～4月23日(金)

過去に農地転用の届出をした土地の指定を希望する場合は、市まちづくり計画課への申請前に、農業委員会での手続きが必要になりますので、農業委員会事務局にお問い合わせください。



農業者年金に 加入しましょう

農業者金は積立方式の農業者のためだけの公的年金です。支払う保険料は全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。

加入対象は次のすべてを満たす方です。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業従事者
- ③ 20歳以上60歳未満の者



全国農業新聞 購読しませんか

全国農業新聞は週刊の農業総合専門紙で、農業や食、担い手に関する各地域の紹介や農業委員会の取組、農政の動きなどの情報を、お届けしています。(月4回金曜日発行)

月 700円(税込)
(年 8,400円)